



いつもお世話になり有り難うございます。10月20日までの1か月間「市役所建て替えの是非を問う住民投票を実現する署名活動」が行われ条例制定請求に必要な2,424筆（有権者の50分の1）を大きく上回る9,133筆、有権者の7.5%の署名が集まりました。ご協力いただいた皆様には心から感謝を申し上げます。市選挙管理委員会の審査後、市議会に住民投票条例案が提出され、市議会がどのような判断をするかが注目されます。条例が可決されれば来年の市議会議員選挙と同日に住民投票が行われる予定です。実現に向けて更に努力していきたいと思っていますので、引き続き皆さまのご協力をお願い致します。

11月に入ってしまい大変遅くなりましたが9月議会の報告をさせていただきます。

## <平成27・28年度の公共工事>“落札率99%”の契約が合計21件

### 航空宇宙博物館リニューアル工事は99.9%

9月議会に提案された4件の入札議案のうち3件が100%に近い落札でした。

入札案件	税込予定価格	落札率
①航空宇宙博物館・建設	18億2千万円	99.9%
②航空宇宙博物館・空調	5億円	95.3%
③市営住宅耐震補強	1億6千万円	99.9%

①の入札では1回目で2企業体が応札しましたが2企業体とも予定価格より高かったため、2回目の入札を行った結果、「大日本・市川・足立特定建設工業共同企業体」が99.9%で落札しました。

③の入札では1回目で5企業体が応札しましたが全て予定価格より高かったため、2回目の入札を行いました。全て予定価格より高く落札者が決まりませんでした。

この場合は「不落随契」となり2回目に最低価格を提示した企業体に落札する権利が与えられて、再見積りの結果、「沢井・日鋼特定建設工業企業体」が99.9%で契約しました。

平成27年度以降、3,000万円以上の工事は予定価格を非公開にしてから「不落随契」が増加してきました。

### 「不落随契制度」の見直しを

「不落随契（ふらくずいけい）」とは、各務原市の場合、2度の入札をしても予定価格を下回らず落札者が決まらない時は、最低価格を提示した業者と随意契約をすることができる制度です。

平成27年度から28年度(10月まで)に入札された3,000万円以上の公共工事のうち不落随契が合計で20件あり、そのほとんどの契約が落札率99.9%になっています。

2回目の入札で最低価格を提示した業者と契約することが決まり、その業者が予定価格を下回るまで何度も見積もりを提示するので100%に近い落札率になると思われます。

岐阜市では、服部勝弘岐阜市議会議員がこの問題に取り組み、不落随契の問題を議会などで追及した結果、平成23年度に見直しが行われ、入札で落札者がいない時には入札参加者の指名替えをして再入札をすることを原則とする方針が決められました。ちなみに、国は不落随契を原則廃止にしています。

※“杉山もとのり”のホームページに99%以上になった入札を一覧表にしましたのでご覧ください。

「志政かかみの」の考え：平成27年度から28年9月までの予定価格1億円以上の工事契約28件中7件が不落随契となっており、落札率は99.9%と異常に高い数値です。不調になった入札は、最初から入札をやり直しても支障がない場合にはやり直すのが正しい処理で、業者を入れ替えて再入札する制度を検討するべきと考えます。

## <市役所耐震化>市役所のコンクリート寿命は100年以上

市は「標準仕様書を基に判断すると市役所のコンクリート寿命は65年と推測され、耐震補強をしても約20年後には建て替えが必要になり、今建て替えた方が耐震補強よりも結果的に費用が安くできる」と説明しました。

私は、コンクリートの中性化が進むまでの期間がコンクリート寿命であり、鉄筋が腐食しなければ建物の安全性は保たれると考え、市の発表している測定値から市役所のコンクリートが中性化する期間を聞いたところ、「個所ごとで変わるが、最短で41年、最長で5,760年」と市は答弁しました。きちんと補修すれば65年で市役所が使えなくなることは無いと考えます。コンクリート中性化の進み具合を考えると市役所は100年以上使うことができ、後50年以上使用できると考えます。

### 本庁舎耐震診断の再調査を！

(株)日本設計が作成した本庁舎耐震診断結果を基にして議論を進めてきましたが、その資料の数値に疑惑が出てきました。それは、

「コンクリート抜き取り調査を階段の壁しかしておらず、かぶり（鉄筋までのコンクリートの厚み）も調査していない」事実です。

市は「基準書には、壁、床、梁（はり）を調査すると記載されていますが、梁は天井裏での作業が必要で市役所業務に支障が生じるので、採取しませんでした」また「かぶり(30mm)は設計図面にて確認しています」と答弁し、現物の調査していない事実を認めました。この事実を公表しておらず、議論の根本になる数値が信頼できないので再調査を求めましたが、市は「必要性はない」と答弁しました。

### “天狗谷土地交換”は条例違反

市は平成19年12月13日に須衛町の天狗谷土地の一部を、北側に隣接する加藤組が所有する土地と等価交換を行いました。この土地交換に関しては市有財産評価審議会において審査されています。当時、磯谷現副市長が都市戦略企画課長、小鍋現副市長が財政課長の立場で、市有財産評価審議会の委員として審議に参加しており、この土地交換を認めています。

しかし、この土地交換については、市の条例に照らし条例違反だと考えられます。

**理由①**土地開発基金で購入し所有している天狗谷土地は、普通財産ではありませんので、加藤組に交換して受け渡すことはできない。

**理由②**必要とする目的が決まっていない加藤組の土地を受け取ることはできない。

以上の理由から土地交換は明らかな条例違反です。市の法令遵守違反は許されません。

### 浅野市長は自ら市民に説明を

一般質問で何度も「市役所建て替え問題」や「天狗谷土地取得問題」を議論してきましたが、全て部長が答弁しており、浅野市長は一度も答弁をしていません。

9月議会でも浅野市長に対して、「市民は市役所建て替えが無駄遣いではないかと疑問に思っています。市長自らの答弁はありませんか」と質問しましたが、「ありません」と言って答弁をしませんでした。都合の良い質問には自ら進んで答弁するのに、都合の悪い質問には答弁しない姿勢は大変残念です。

9月20日から10月20日までの1か月間「市役所建て替えの是非を問う住民投票を実現する署名活動」が行われ、請求に必要な署名数2,424の3.7倍にあたる9,133筆の署名が集まりました。市長はこのことを真摯に受け止め、市民の声に耳を傾けて自ら市民に説明する姿勢が求められます。

○議会インターネット中継について：「Youtube」又は、「杉山もとのり」のホームページから議会中継録画がご覧いただけます。また、Facebookで活動報告していますのでご覧ください。

【杉山もとのり事務所】〒504-0905 各務原市蘇原六軒町2丁目9番地

ホームページ <http://sugiyama-m.com> 電話/FAX 058-383-2900

